

## 品川区乳幼児等ショートステイ事業実施要綱

制定 令和4年4月1日 区長決定  
要綱第133号  
改定 令和5年4月1日 区長決定  
要綱第120号

### (目的)

第1条 この要綱は、乳幼児（生後5日から1歳までの者をいう。以下同じ。）の保護者または現に乳幼児を養育する者（以下「保護者等」という。）が、疾病等により、当該乳幼児を一時的に養育することが困難になった場合に、当該乳幼児を品川区（以下「区」という。）が指定する児童福祉施設（以下「施設」という。）で短期的に養育することにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 区は、前条に規定する目的を達成するため、乳幼児ショートステイ事業（以下「本事業」という。）を行う。

### (事業を行う者)

第3条 区は、本事業の実施について、区長が別に定める者（以下「事業者」という。）に委託する。

### (事業内容)

第4条 本事業は、保護者等が身体上、精神上または環境上の理由により、その家庭において乳幼児の養育をすることが一時的に困難になった場合に、区が施設で宿泊を伴う養育を行うものとする。

2 区は、前項の養育中において乳幼児に係る事故または病気が生じた際は、医療機関への通院その他必要と認められる処置を行うものとする。

### (対象者)

第5条 本事業の対象となる乳幼児は、保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ他に養育する者がいない乳幼児とする。

- (1) 病気や出産のため入院するとき。
- (2) 身体的または精神的理由で体調不良のとき。
- (3) 家族の病気等の介護に当たるとき。
- (4) 冠婚葬祭に出席するとき。

- (5) 仕事で出張するとき。
- (6) 事故や災害など緊急に養育できなくなったとき。
- (7) その他区長が特に必要があると認めたとき。

(利用期間等)

第6条 本事業を利用できる期間は、1回につき7日間までとする。ただし、区長がやむを得ない事情があると認めたときは、その期間を延長することができる。

(利用回数)

第7条 本事業の利用回数は、同一人につき、月2回以内とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(定員)

第8条 本事業の実施施設における利用定員は、2名とする。

(利用の申込み)

第9条 養育を受けようとする乳幼児の保護者等（以下「申込者」という。）は、品川区乳幼児ショートステイ利用申込書（第1号様式）により区長に申し込まなければならない。ただし、区長が緊急やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。この場合において申込者は、事後速やかにこの条に基づく申込みを行わなければならない。

(利用の決定)

第10条 区長は、前条の申込みを受けたときは、その内容を審査の上利用の可否を決定し、品川区乳幼児ショートステイ利用（承諾・不承諾）通知書（第2号様式）により、速やかに申込者に通知する。

(利用の制限)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業の利用を拒むことができる。

- (1) 施設管理上支障があるとき。
- (2) 利用する乳幼児が感染症等疾患を有するとき。
- (3) 定員を超えるとき。
- (4) その他、施設の利用を不相当と認めたとき。

(利用の取り消し)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の利用を取り消すことができる。

- (1) 利用の決定を受けた乳幼児またはその保護者等が、利用の目的に反した行為をしたとき。
- (2) 利用の決定を受けた乳幼児またはその保護者等が、施設管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) 事故、災害その他の理由により、乳幼児を施設で養育することができなくなったとき。

(利用料)

第13条 利用する乳幼児の保護者等は、利用日初日までに別表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表右欄に掲げる利用料（以下「利用料」という。）を区長に支払うものとする。

(損害の賠償)

第14条 乳幼児の保護者等は、利用中に乳幼児が施設の建物、附帯設備等を滅失し、またはき損した場合に、相当と認められる額を事業者に賠償しなければならない。

(事故等の対応)

第15条 事業者は、本事業の実施に係る事故が発生した場合は、速やかに区長に報告を行う。

(報告)

第16条 区長は、事業者に対し、必要に応じ施設の利用状況等について報告を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の適用に必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

別表 利用料（第13条関係）

利用者の世帯	乳幼児等ショートステイ事業の利用料 (1泊1人当たり)
1 生活保護受給世帯等	0円
2 住民税非課税世帯（1の者を除く。）	1,500円
3 上記以外の世帯	3,000円

